

「第8期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」(9/1~9/30)【早期給付(先行受付)】に関して FAQ

令和3年9月14日時点

■緊急事態措置における要請

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	緊急事態措置における要請の詳細を教えてください。	要請内容の詳細は、緊急事態措置に基づく要請【令和3年8月2日~9月30日】 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-20210425/kinkyuzitai-20210802.html または大阪府の緊急事態措置コールセンター(06-7178-1398)へお問い合わせください。	9/14	
2	自分の店舗が緊急事態措置における要請の対象施設かどうか教えてください。	個別の店舗について要請の対象施設に該当するかにつきましては、大阪府の緊急事態措置コールセンター(06-7178-1398)へお問い合わせください。	9/14	

■第8期協力金の支給要件について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	対象区域を教えてください。	大阪府内全域です。	9/14	
2	対象施設を教えてください。	対象区域内の飲食店・遊興施設等のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。 ※飲食提供を行っている店舗が対象です。 ※宅配・テイクアウトサービスは除きます。 ※改正食品衛生法(平成30年6月13日改正)の令和3年6月1日の施行に伴い、飲食店営業許可が不要となった菓子製造事業者については、要請期間中に飲食店営業許可が失効した場合であっても対象になります。	9/14	
3	大企業でも対象になりますか。	大企業は「売上高方式」を選択できないため、早期給付(先行受付)の対象外です。9月24日(金)から開始する一般受付で申請してください。	9/14	
4	NPO法人等のその他の法人は協力金の対象になりますか。	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。ただし、宗教法人は対象になりません。	9/14	
5	大阪府内に対象施設を2店舗(複数店舗)有している場合は、店舗ごとに支給されますか。	店舗単位で対象(2店舗分支給対象)になります。支給する店舗数に上限はありません。	9/14	
6	府外に本社がある場合でも、大阪府内に店舗があれば協力金の対象になりますか。	大阪府内に店舗があって、要件を満たしている場合は対象になります。	9/14	
7	営業時間短縮の要請対象の店舗が、要請期間中ずっと休業した場合は、協力金の対象になりますか。	休業した場合も協力金の対象になります。	9/14	
8	要請対象の店舗が、午後8時を超えてデリバリー(あるいはテイクアウト)の提供を行った場合、協力金の対象になりますか。	要請を遵守して飲食スペースの営業時間を短縮または休業した店舗が、午後8時以降にデリバリー(あるいはテイクアウト)の提供を行った場合も協力金の対象になります(デリバリーの売上高は協力金支給額算出にかかる売上高に含みません)。ただし、店の周辺に、店が所有しているイスや机を置いて飲食をさせている場合は、休業しているとは言えないため、協力金の対象になりません。	9/14	

■第8期協力金の対象店舗について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	協力金の対象外である宅配・テイクアウトサービスはどのようなものですか。	以下のものとなります。 ・惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 ・スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース(フードコートを除く) ・自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー ・飲食スペースを有さないキッチンカーや露店	9/14	

■第8期協力金の支給額について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	売上高には消費税、地方消費税は含まれますか。	売上高には消費税及び地方消費税は含まれません。協力金の支給単価(1日当たりの支給額)を算定する際は、税抜きで計算してください。 ※消費税等の納税義務が免除されている事業者(免税事業者)の方についても、税抜きで計算してください。	9/14	
2	売上高方式と売上高減少額方式がありますが、どちらを選択してもいいのですか。	早期給付(先行受付)では、売上高方式しか選択できません。	9/14	
3	確定申告では複数事業・複数店舗で計上していますが、全ての事業の売上上で1日当たりの売上額を計算するのですか。	申請店舗の飲食部門の売上を元に1日当たりの売上高を計算いただけます。 ※デリバリー(あるいはテイクアウト)の売上高を除く	9/14	
4	店舗では飲食以外の売上がありますが、飲食部門と密接不可分なため売上を分けることができません。どうしたらいいですか。	協力金支給額の計算対象になるものは、飲食部門の売上のみです。しかしながら、飲食物の提供に付随する小規模のものである場合等は、飲食部門の売上として計上しても構いません。但し、同じ店舗内で明らかに独立して成立する場合は除く必要があります。	9/14	
5	1日当たりの売上高(消費税及び地方消費税を除く)を算定する参照月を令和2年9月とするか、令和元年9月とするかは申請者が選択していいのですか。参照月とは、売上高算定の基準となる月のことをさします。	申請者が選択することができます。	9/14	
6	1日当たりの売上高はどうやって算定するのですか。	令和2年9月又は令和元年9月の申請店舗の飲食部門の売上を30日で割って計算してください(1円未満は切上げ)。なお、1日当たりの売上高については、募集要項のP5~P6をご確認の上、該当の算定シートで計算して下さい。(定額ではなく、売上に応じた支給をご希望の場合、算定シートは必ず提出してください。)	9/14	
7	参照月の売上高が算定しがたい場合はどうしたらいいですか。	参照月の売上高が確定できない場合は年間(年度)の売上高に基づき、協力金の支給単価(1日当たりの支給額)を算定することも可能です。なお、支給単価等については、募集要項のP5~P6をご確認の上、該当の算定シートで計算して下さい。(算定シートは必ず提出してください。)	9/14	
8	募集要項にはどの場合にどの算定シートを使ったらよいか指示がないのですが、どれを使ったらいいのですか。	2種類の算定シートを用意しています。 ・算定シート①(売上高方式)通常 ・算定シート②(売上高方式)新規開店特例	9/14	
9	令和2年10月1日に閉店しました。令和3年9月1日~9月30日のすべての期間、要請に協力しましたが、令和2年9月の売上がありません。この場合、どうやって1日当たりの売上高を計算するのですか。	閉店日から令和3年8月までの間の「任意で選択した月(単月)」の売上高を当該月の日数で割る、又は閉店日以降令和3年8月31日までの総売上を当該日数で割り、参照年度の1日当たりの売上高を算定してください。	9/14	
10	定休日にも協力金は支給されますか。	定休日も支給対象となります。	9/14	
11	飲食部門の売上高にデリバリー(あるいはテイクアウト)の売上高を含みますか。	デリバリー(あるいはテイクアウト)の売上高は算定基準に含みません。店内の飲食スペースにおいて提供を行った飲食部門の売上高を算定してください。	9/14	

■営業時間の短縮について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	通常の営業時間が午後8時より後の飲食店（酒類又はカラオケ設備提供あり）です。酒類及びカラオケ設備の提供を止めた場合、協力金の支給対象になりますか。また、休業した場合は対象になりますか。	酒類及びカラオケ設備の提供を自粛した上で、要請に応じていただいているため、協力金の支給対象になります。また、休業していただいた場合も対象になります。	9/14	
2	通常の営業時間が午後8時までの飲食店（酒類又はカラオケ設備提供あり）です。酒類及びカラオケ設備の提供を止めた場合、協力金の支給対象になりますか。また、休業した場合は対象になりますか。	通常の営業時間が午後8時までの飲食店は、酒類及びカラオケ設備の提供を止めるだけでは、通常の営業時間が短縮を必要としない時間帯に収まっていることから、協力金の対象にはなりません。なお、休業していただいた場合には対象になります。	9/14	
3	通常の営業時間が午後8時より後の飲食店（酒類又はカラオケ設備提供あり）です。午後8時までに営業時間短縮をした場合には協力金の支給対象になりますか。また、休業した場合でも対象になりますか。	営業時間短縮の要請に応じていただいているため、協力金の支給対象になります。また、休業していただいても対象になります。	9/14	
4	通常の営業時間が午後8時までの飲食店（酒類又はカラオケ設備提供なし）です。休業をした場合には、協力金の支給対象になりますか。	通常の営業時間が午後8時までの時間内に収まっている店舗（酒類又はカラオケ設備提供なし）は休業・時短要請対象外施設であり、休業しても協力金の支給対象にはなりません。	9/14	
5	飲食の提供を午後8時までとし午後8時30分まで営業していた場合、協力金の対象になりますか。	午後8時までに営業を終了していただく必要がありますので、協力金の対象にはなりません。	9/14	
6	通常、午後10時から翌午前4時までの営業ですが、午後4時から午後8時に営業時間を変更した場合、営業時間を短縮したことになりますか。	営業時間を短縮したことになり、協力金の対象になります。	9/14	
7	酒類の提供は取り止めましたが、利用者による酒類の持込みは禁止しませんでした。この場合、協力金の対象になりますか。	酒類の持ち込みも取り止めていただく必要がありますので、協力金の対象にはなりません。	9/14	

■感染拡大予防ガイドラインの遵守、感染防止宣言ステッカーの導入について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）はどこで確認できますか。	府HP「感染拡大防止に向けた取組み（府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等）」（ https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html ）から業種別ガイドラインのリンク（掲載元：内閣官房ホームページ）で確認できます。	9/14	
2	大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」を導入していないと、協力金は支給されませんか。	協力金の対象要件として、感染拡大防止ガイドラインを遵守のうえ、大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」を導入していただくことが必要です。府HP「感染防止宣言ステッカーについて」（ https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html ）から施設情報を登録いただいたうえで入手できます。またパソコンやスマートフォン等、インターネット環境をお持ちでない方に対して、大阪府で代行登録（平日午前10時から午後5時）を行っています。詳細については、感染防止宣言ステッカーコールセンター（06-7178-1398）にお問い合わせください。	9/14	
3	大阪府が発行する「感染防止認証ゴールドステッカー」は第8期協力金の要件ですか。	「感染防止認証ゴールドステッカー」の認証は要件ではありませんが、大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」又は「感染防止認証ゴールドステッカー」を登録及び掲示してください。	9/14	

■提出書類（全般）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	第1期～第7期で提出した書類は省略できますか。	早期給付（先行受付）は過去の協力金を受給したことがある飲食店等が対象ですので、「申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し」「申請者（法人の場合は法人名義）の振込先確認書類」「店舗名（屋号）がわかる店舗の外観写真」「大阪府が発行する『感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）』を店舗に掲示している写真」「事業所得のわかる確定申告書の写し等」などは省略可能です。募集要項P9をご覧ください。	9/14	

■提出書類（飲食店営業許可証・喫茶店営業許可証）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	飲食店営業許可証等は第1期～第7期で提出していても今回新たに提出が必要ですか。	許可の有効期限が申請する対象期間を含んでおり、すでに提出いただいた許可証から更新等の変更がなければ提出は不要です。	9/14	

■提出書類（事業所得が分かる確定申告書類等）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	第1期～第7期ですでに直近の確定申告書を提出した場合でも提出が必要ですか。	大阪府営業時間短縮等協力金（第1期～第7期）を申請している方は省略可能です。	9/14	

■提出書類（令和2年又は令和元年の参照月を含む事業年度の確定申告書類の写し）について

※「売上高方式（定額支給の申請を除く）」の場合のみ提出が必要です。

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	令和2年又は令和元年の参照月を含む事業年度の確定申告書類の写しの提出は必須ですか。 【法人】法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書（両面） 【個人】確定申告書B第一表 ・青色申告の場合：青色申告決算書（両面） ・白色申告の場合：収支内訳書（両面）	売上高方式で支給単価（1日当たりの支給額）を「定額」で申請される方を除いて提出は必須です。あわせて該当の「算定シート」も提出してください。 なお、第4期～第7期で同じ事業年度の確定申告書類の写しを提出している場合、本申請では省略することができます。 募集要項 P 9、P 11、算定シートをご覧ください。 ※「定額」とは本協力金の支給額が一律4万円/日となること。	9/14	
2	いつの確定申告書類（写し）を提出するのでしょうか。	選択いただいた、令和2年9月又は令和元年9月の売上高を含む確定申告書類（写し）をご提出ください。また、参照月の売上高が確定できない場合で、年間（年度）の売上高を元に1日当たりの売上高を算定する場合も同様に対象年度の確定申告書類（写し）をご提出ください。 なお、第4期～第7期で同じ事業年度の確定申告書類の写しを提出している場合、本申請では省略することができます。 募集要項 P 9、P 11 をご覧ください。	9/14	
3	確定申告を行っていますが、紛失してしまって提出できない場合は、どうしたらいいですか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。（閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。） 令和2年又は令和元年の参照月の売上高を確認するため、必ず提出が必要です。	9/14	
4	直近の確定申告を郵送申請したが、控と返信用封筒を同封し忘れ、手元にある控に受付印がありません。どうしたらいいですか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。（閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。） 令和2年又は令和元年の参照月の売上高を確認するため、必ず提出が必要です。	9/14	
5	確定申告を電子申請しましたが、電子申告の「受信通知」が手元にない場合、どうしたらいいですか。	電子申請の場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるものについては、「受信通知」の添付は不要です。	9/14	
6	確定申告を税理士事務所等を通して申請したため受付印がないが、どうしたらいいですか。	税理士の印や税理士事務所の電子申告済みの押印があれば、税理士が申告手続きをしたものとみなし、「受付印」があるものと同じ取り扱いとします。	9/14	
7	個人事業主で事業所得が38万円以下で、税務署から必要ないと言われています。確定申告をしていないが、どうしたらいいですか。	住民税申告書の写し（受付印のあるもの）を添付ください。令和2年又は令和元年の参照月の売上高を確認するため、必ず提出が必要です。	9/14	
8	個人事業主で令和3年1月1日以降に開業、または法人において最初の事業年度を迎えていない場合はどうしたらいいですか。	個人事業主の場合、開業届の控えの提出をお願いします。法人の場合、法人設立設置届出書の控え又は発行3か月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の提出をお願いします。	9/14	
9	「開業届の控え」を紛失等の理由で用意できない場合、他の書類で代用することは可能ですか。	営業実態を確認するために必要な書類です。所管の税務署にご相談ください。	9/14	
10	個人事業主ですが、開業届の提出を行っていない場合はどうしたらいいですか。	令和3年1月1日以降の開業で開業届の提出を行っていない場合は、開業届の提出を行ってください。	9/14	

■提出書類（飲食部門の売上が分かる書類 ※帳簿）について ※「売上高方式（定額支給の申請を除く）」の場合のみ提出が必要です。

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	店舗における令和2年又は令和元年9月の売上が分かる帳簿等の提出は必須ですか。	支給単価（1日当たりの支給額）を「定額」として申請する場合提出は不要ですが、それ以外の方は提出必須です。合わせて該当の「算定シート」も提出してください。 募集要項 P 9、算定シートをご覧ください。 ※「定額」とは本協力金の支給額が一律4万円/日となること。	9/14	
2	店舗の売上が分かる帳簿等とはどのようなものを提出すればいいですか。また、売上のほか、経費も含まないといけませんか。	申請いただく店舗毎の飲食部門の売上が確認できるものを提出してください。なお、経費を含んでいなくても構いません。 例）試算表、売上台帳、出納帳等	9/14	
3	売上高方式の場合、参照月のみの帳簿を提出すればよいのでしょうか。	令和2年9月又は令和元年9月の帳簿をご提出ください。なお、月単位の売上高を把握することが困難な場合は、年間の売上がわかる帳簿（12カ月分）の提出が必要です。また、審査の過程で追加で書類提出をお願いすることがあります。	9/14	
4	令和2年10月1日に開店したため、令和2年（及び元年）9月の売り上げは存在しません。この場合、参照月はいつにして、一日当たりの売上高はどうやって計算したらいいですか。どの帳簿を出したらいいですか。	この場合、開店から令和3年8月までの「任意で選択した月（単月）」の売上をもとに計算することができます。当該月の売上帳簿をご提出いただくとともに、当該月日数で割って一日当たり売上高を算出してください。	9/14	
5	確定申告時に作成した帳簿では、店舗毎の売上の記載がありません。どうしたらよいのでしょうか。	売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などに基づき、申請する店舗の売上高を集計してください。売上帳簿等を調べてもそれが分からない場合は、確定申告書類の売上高を店舗数で割って、申請店舗の年間売上高を算出し、それをその年の日数（365日又は366日）で割って、1日当たりの売上高と見なすことができます。	9/14	
6	新規開業から2年を経過していないので、消費税等の納付義務が免除されています。この場合、提出する売上帳簿等の消費税はどのように取り扱えばよいのでしょうか。	支給単価を計算するための売上高には消費税及び地方消費税は含まれません。そのため、消費税を上乗せ請求している場合は、消費税抜きの売上高が分かる売上帳簿等を提出してください。消費税を上乗せ請求していない場合は、売上高に消費税は含まれていない旨を記載した売上帳簿等を提出してください。	9/14	

■申請手続きについて

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	申請手続きを教えてください。	大阪府HPに「第8期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」(https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-8ki/index.html)を公表しています。まずは募集要項をご覧くださいませようお願いします。	9/14	
2	申請期間を教えてください。	早期給付(先行受付)の申請期間は、令和3年9月14日(火曜日)から9月23日(木曜日・祝日)までです。 なお、一般受付は、令和3年9月24日(金曜日)から11月4日(木曜日)までです。	9/14	
3	申請方法を教えてください。	早期給付(先行受付)はオンライン申請のみとなっております。 なお、9月24日(金)から開始する一般受付では、郵送で申請いただくことができます。	9/14	
4	申請は店舗ごとですか、事業者単位ですか。	申請は店舗単位となります。	9/14	
5	申請後に、追加資料を要求されることはありませんか。	追加資料の提出を依頼することがあります。 審査において、営業実態などの支給要件を確認する必要がある場合には、事務局から追加書類の提出についてご連絡させていただきます。 なお、要件を満たしていることが確認できない場合は支給対象とはなりません。	9/14	
6	協力金のオンライン申請の利用方法を教えてください。	大阪府行政オンラインシステムについて、お問い合わせの多い質問をまとめている「よくあるご質問」があります。参照いただきお手続きしてください。 (https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq)	9/14	
7	「手続きが完了しました。」というメールが届きました。協力金はいつ入金されますか。	手続き完了から10日以内の入金を予定しております。	9/14	

■協力金の支給について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	審査の結果(支給・不支給)はどのように通知されるのですか。	審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。 協力金の不支給を決定をした時は、システムにより通知します。	9/14	
2	登録した金融機関口座には何という名義で振り込まれますか。	「府、時短協力金申請事務局(フ、ジタンキョウリヨクキンシンセイジムキョク)」です。 審査を終えた店舗ごとに、申請者の金融機関口座に振り込みます。	9/14	
3	大阪市の上乗せ協力金は、同時に振り込まれますか。	大阪府の協力金とは別々に振り込まれます。 詳細については、大阪市営業時間短縮協力金コールセンター(06-6655-0711)にお問い合わせ下さい。	9/14	

■申請書類の事前確認について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	事前確認を受ける必要はありますか。	無料で「書類の確認や相談」を実施することにより事業者の申請をサポートし、申請書類の不備をなくすことで、審査をスムーズに行います。	9/14	
2	専門家等による無料の申請サポートを受けられる対象事業者を教えてください。	大企業を除く法人及び個人事業主が対象となります。	9/14	
3	事前確認はどこで実施していますか。	お近くの行政書士事務所(大阪府行政書士会に登録した者のみ)、各地域の商工会・商工会議所(一部を除く)において実施しています。詳しくは大阪府HP(https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html)をご確認ください。	9/14	
4	第8期協力金も事前確認の対象となりますか。	申請者が希望する場合、第8期協力金についても、事前確認を受けていただくことが可能です。お早めに実施機関にご相談ください。	9/14	
5	事前相談を受けるにはどうすればよいですか。	大阪府HP(https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html)で実施機関を確認いただき、必ず事前に電話予約を行った上で事前確認を受けてください。予約をせずに、実施機関を訪問することは、絶対に行わないでください。	9/14	
6	近くの商工会議所が事前確認の対応をしていない場合はどうしたらよいですか。	事前確認は行政書士事務所(大阪府行政書士会に登録した者のみ)においても実施しております。連絡先は大阪府HP(https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html)をご確認ください。	9/14	
7	事前確認を無料で依頼できる専門家は、大阪府のホームページや大阪府行政書士会のホームページに掲載されている行政書士、商工会・商工会議所でなければならないのですか。	大阪府HP(https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html)に掲載のない期間は、本制度による無料の事前確認の対象外となります。	9/14	
8	専門家等に相談しないと協力金が支給されないのでしょうか。また、専門家の事前確認を得ないと審査で不利になることはありませんか。	本協力金の申請を円滑にし、審査をスムーズにできるよう、専門家等による申請書類の事前確認制度を実施しております。 専門家等による事前確認がなくても申請は可能ですが、審査において書類に不備等があれば、支給までに時間を要することになりかねないので、事前確認をご活用ください。	9/14	
9	専門家等への相談費用はいくらですか。	申請書類の事前確認に要する費用は無料です。 ただし、代行申請など、申請書類の事前確認以外の業務を専門家等に依頼した場合は、申請者の負担となりますので、ご注意ください。	9/14	
10	専門家等への事前確認とは具体的にどのようなことですか。どのような書類を準備して臨めばいいですか。	申請要件を充たしているか、添付書類が十分かなどを専門家等に確認いただけます。申請書類一式を用意の上、事前確認を行うようにお願いします。	9/14	
11	専門家は、事前確認のために店舗まで来てくれますか。	事前確認の実施場所は専門家等が指定する場所で実施します。	9/14	
12	専門家等の事前確認は、対面相談ではなく、PDFやFAXなどでのやり取りでもいいですか。原本は必要ありませんか。	原則、対面により申請書(原本)を確認します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のために、専門家等が別の方法を指定する場合はこの限りではありません。	9/14	
13	申請書提出後、申請書類に不備があった場合に専門家等に連絡してもらうようにすることはできませんか。	申請書類の事前確認は専門家等がしますが、申請書類の提出は申請者に行っていただきます。提出後、書類に不備があった場合の連絡先は申請者となります。	9/14	

■協力金（その他）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	協力金は課税対象ですか。	協力金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。協力金を受給された場合、確定申告の申告漏れをすることがないようにご注意ください。 ただし、必ずしも納税額が生じるものではありません。 確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。 https://www.nta.go.jp/index.htm または、最寄りの税務署にお問い合わせください。	9/14	
2	協力金を申請した場合、申請店舗名称・所在地は公表されますか。	要請にご協力いただいた事業者として、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（市町村及び行政区名まで）の公表を予定しております。	9/14	
3	第8期協力金と同時期の大阪府大規模施設等協力金対象である飲食店で、第8期協力金の要件を満たしている場合、両方に申請可能ですか。	営業時間短縮等協力金と大規模施設等協力金の、いずれの要件も満たしている店舗は、一つの要請期間においてはいずれか一方の協力金しか受給することはできません。 ただし、例えば物販・サービスを行う部分と飲食店営業を行う部分を併設する店舗であって、いずれの協力金の要件も満たしている場合、飲食店部分に関して営業時間短縮等協力金を申請しつつ、残りの物販・サービスを行う部分の面積を、大規模施設等協力金の休業・時短を行った面積として申請することは可能な場合があります。	9/14	
4	協力金は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業ですか。	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業です。	9/14	
5	月次支援金や一次支援金については、地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力金※'の支給対象の飲食店は給付対象外となっています。両方は支給されないのでしょうか。 ※' 都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金。	本協力金を支給された事業者は月次支援金や一次支援金の対象にはなりません。	9/14	
6	大阪府酒類販売事業者支援金と営業時間短縮等協力金の両方は支給されないのでしょうか。	営業時間短縮等協力金の支給対象者となっている事業者は、大阪府酒類販売事業者支援金の支給対象外です。両方の受給はできません。	9/14	

■早期給付（先行受付）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	早期給付（先行受付）について教えてください。	以前より営業時間短縮の要請に継続してご協力いただいている飲食店等を対象に、一般受付に先立ち受付を開始し、早期に支給するものです。	9/14	
2	どのような事業者が早期給付（先行受付）を受けることができますか。	早期給付（先行受付）を申請するには、以下の要件を満たす必要があります。 ・大阪府内に要請対象施設（以下「店舗」という。）を有すること ・令和3年9月1日（水）から9月30日（木）までの期間において要請に協力すること ・申請する店舗において、食品衛生法における飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を有していること（有効期間が対象期間の全ての期間を含むものであることが必要です。） ・以前より要請に対して継続的に応じている店舗であり、過去の協力金を受給したことがあること 【大阪市内の店舗】 第3期協力金(要請期間：3月1日から4月4日)を受給し、かつ 第7期協力金(要請期間：6月21日から8月31日の全期間)を受給又は申請していること 【大阪市以外の店舗】 第2期協力金(要請期間：2月8日から2月28日)を受給し、かつ 第7期協力金(要請期間：6月21日から8月31日の全期間)を受給又は申請していること ・売上高方式で申請する事業者（大企業を除く）であること ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、申請する店舗において大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」又は「感染防止認証ゴールドステッカー」を登録及び掲示していること	9/14	
3	協力金を今まで申請したことがありません。早期給付（先行受付）を申請できますか。	以前より要請等に対して継続して応じている店舗であり、すでに受給実績があることが要件となっているため、早期給付（先行受付）の申請はできません。9月24日（金）から開始する一般受付で申請してください。	9/14	
4	郵送申請できますか。	オンライン申請のみとなります。 なお、9月24日（金）から開始する一般受付では郵送で申請していただくことができます。	9/14	
5	要請期間の途中で閉店した場合はどうなりますか。	令和3年9月1日から9月30日までの期間全てにおいて、大阪府が行う営業時間短縮等の要請にご協力いただく必要があるため、早期給付（先行受付）の申請はできません。9月24日（金）から開始する一般受付で申請してください。	9/14	